

NO	項目	評価					基準点	評価基準
(1) 市民の平等な利用が確保されること。								
1	施設運営に関する方針	5	4	3	2	1	3	現状と同程度の施設運営に関する方針が提案された場合→「3」(内容の優劣で増減)
2	保育計画	10	8	6	4	2	6	現状と同程度の保育計画が提案された場合→「6」(内容の優劣で増減)
3	保育サービスの充実方策	10	8	6	4	2	4	保育サービスの充実方策が提案された場合→「6」(内容の優劣で増減) 保育サービスの充実方策の提案がない場合→「4」
4	個人情報の保護対策	5	4	3	2	1	3	個人情報の保護対策が採られている場合→「3」(内容の優劣で増減) 個人情報の保護対策の提案がない場合→「1」
5	おたより等保護者への情報の提供	5	4	3	2	1	3	保護者への情報の提供が行われる場合→「3」(内容の優劣で増減) 保護者への情報提供の提案がない場合→「1」
(2) 施設の管理を安定して行う能力を有しているものであること。								
6	財務の健全性	5	4	3	2	1	5	指定期間中、法人等の解散の恐れがなく、会計処理などが適正と判断される場合→「5」 (不安定な場合は減点)
7	適正な人員配置	5	4	3	2	1	3	最低基準を満たす人員が確保されている場合→「3」
8	人材育成及び研修の実施	5	4	3	2	1	3	管理に必要な研修などが実施される場合→「3」(内容の優劣で増減)
9	保育所又は幼稚園の運営実績	10	8	6	4	2	2	認可保育所又は幼稚園の管理運営実績がある団体→「10」 無認可保育所又は幼稚園類似施設の管理運営実績がある団体→「8」 保育又は幼児教育に関する業務委託を受けたことがある団体→「6」 保育所又は幼稚園の施設管理等に関する業務委託を受けたことがある団体→「4」 保育所又は幼稚園の運営実績がなく、業務受託実績もない団体→「2」 (管理運営実績、業務受託実績が1年に満たない場合は、1段階下の評価とする。)
10	緊急時の対策	5	4	3	2	1	3	現状と同程度の緊急時の対策がとられる場合→「3」(内容の優劣で増減) 緊急時の対策の提案がない場合→「1」
11	苦情対応及びトラブルの未然防止対策	5	4	3	2	1	3	苦情対応及びトラブルの未然防止対策がとられる場合→「3」(内容の優劣で増減) 対策の提案がない場合→「1」
12	環境配慮の推進	5	4	3	2	1	3	環境配慮の推進方策がとられる場合→「3」(内容の優劣で増減) 方策の提案がない場合→「1」
(3) 施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであること。								
13	収支計画の妥当性及び充実した保育サービスのための財源確保策	5	4	3	2	1	3	収支計画が妥当であり保育サービスの充実に財源を確保したと判断される場合→「3」 保育サービスの充実に財源確保していないと判断される場合は減点
合 計							44	※基準点は、新しい団体が現状と同程度の管理を行った場合の点数であり、この点数を下回った場合には、指定管理者候補として選定しません。